

## (2) 地域福祉センターにかかる制度の見直しについて

## 議論を要する論点

- 論点① 管理運営の担い手の確保
- 論点② 共通ルールの整備－地域特性への配慮
- 論点③ 共通ルールの整備－開館日・開館時間について
- 論点④ 共通ルールの整備－利用料金について
- 論点⑤ 制度の改善－管理と活動の選択について
- 論点⑥ 制度の改善－地域福祉センターにおける経済活動

# 論点①管理運営の担い手の確保

○地域福祉センターの活用促進については肯定的な意見が多数であったものの、特に下記項目を中心に管理運営の担い手を確保できないのではないかという懸念を示す意見も多い。管理運営の担い手をどのように確保するかについて具体的な提案が求められている。

## (1) ボランティア人材の確保

- ・ 地域の高齢化や共働き世帯の増加により、ふれまち協及びその構成団体の担い手が減少している。「参加のハードルを下げる工夫」「次世代の地域づくり人材をどう発掘・育成していくのか」という課題が示された。
- ・ 今後、地域ボランティアの担い手を発掘・育成するような仕組みづくりが必要である。
- ・ また、管理運営の担い手だけでなく、新たな活動を提案できるような人材やサポートも求められている。

## (2) 活動手当・指定管理料の見直しと財源の確保

- ・ 無償のボランティアに頼る管理運営については、①協力人材の継続的な確保、②やりがい、達成感、生きがいを享受できる環境づくりのため、活動に対する対価をより確保する必要があるとする意見が多数。
- ・ 「せめて半日1500～2000円程度は確保したい」という意見や、有償ボランティアの水準を超えて「雇用の際の人件費に相当する金額まで引き上げるべき」という意見もある。
- ・ その原資については、市が支払う運営交付金（指定管理料）の引き上げなど、市の財政負担により解決すべきとの意見が中心であった。中間報告書にあった「料金収入」「ファンドレイジング」に関する収益確保については、今後、その具体的な手法を含めた情報提供及び市・区役所による一定の支援が必要。

## (3) その他

- ・ 多様な主体による利用促進を進めることで生じる課題を解決する方法として、「市で一括の損害賠償保険に入ってはどうか」という提案についても、地域負担の軽減策として検討する必要。

## 論点②共通ルールの整備—地域特性への配慮

○施設利用に関する共通ルールの整備については、肯定的な意見が多数である。一方、ルールの整備は必要としながら、地域特性への配慮を求める意見も多い。地域の個別性を踏まえながら、利用者の利便性の確保と管理運営の負担軽減のためにどこまでを共通ルールとして整備すべきか、検討を進めたい。

### < 中間報告書において共通のルール整備を提案している事項 >

申込受付方法／開館日・開館時間／利用料金／公益性の高い活動の優先利用／営利目的利用の判断基準

### < 「地域特性」として指摘があった事項 >

- (1) 施設の規模・設備
  - ・小規模である、既に利用者・利用団体が多く空き枠がない、駐車場がない
- (2) 立地や周辺環境
  - ・立地が悪く利用されにくい、地域で少子高齢化が進んでいる、若年世帯（利用が望めない層）が多いエリアである、周辺人口が少ない、周辺に大学がない（学生の利用望めない）、近隣に同種施設がある（利用者が流れる）、近隣に同種施設がなく現在の利用実態を変更しにくい、農村部である（市街地の環境差を考慮すべき）
- (3) 過去からの経緯
  - ・現在の料金や利用ルールなどはこれまで協議会内部で話し合ってきた結果である
- (4) 施設の性質上の問題
  - ・市営住宅の集会所を利用しており不特定多数の利用に供することに課題がある（小学校に併設の場合も同様）
- (5) マンパワーの問題
  - ・施設管理・運営を行うスタッフが少なく新たな取組みに対応しづらい

## 論点③共通ルールの整備ー開館日・開館時間について

○活用促進策として、日曜祝日の開館や夜間利用について下記のような意見があった。一方、実現には人手の面で課題があるという意見もある。より多様な市民・団体にとって利用しやすい施設とするため、日曜・祝日、夜間の開館に向けた①具体的な閉館時間の目安、②有人管理を行う場合の管理当番の確保支援、③無人管理に伴う事故リスクへのソフト・ハード両面での対応策、を検討する必要がある。

### (1) 日曜祝日の開館について

- ・「多世代交流できる居場所には、日曜や祝日の開館が必要」とする意見がある一方、「日曜祝日の開館を含めて連日開館するには専任の管理人が必要」という意見もある。

### (2) 夜間利用について

- ・中間報告書には提言はないものの「夜間開館し学校のクラブ活動にも利用できるようにしたい」のように夜間利用を希望する意見があったが、支障となる事情として「規程がない」「管理が難しい」という理由が挙げられている。  
※「管理が難しい」とは、管理当番を置けない夜間帯に関係者以外が利用することに伴う管理上の問題。

### (3) 電子錠の設置等による施設管理負担の軽減について

- ・賛成意見があった反面、「管理当番不在時に従前交流のない団体・個人が利用した場合の備品の紛失・毀損・施設の汚損（清掃）が不安だ」という意見があった。
- ・なお、管理当番不在時の供用については、電子錠を導入している地域福祉センターの指定管理者から、防犯カメラで無人管理を行うことが有用であること、ただしカメラは多方向に設置する必要があること、という具体的な提案があった。

## 論点④共通ルールの整備ー利用料金について

○地域福祉センターの利用料金についても、共通ルールの整備は必要という意見があった。現在は各地域が地域の実情に応じて定めた運営協力金を利用者から受領しているが、今後「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として多様な主体の活用を促進していくにあたり、新たに公の施設として料金制度を定めることを検討する必要。

### < 公の施設の使用にかかる料金制度の比較 >

制度・方法	内容	メリット	デメリット
①運営協力金 (寄付金) ※現状	ふれまち協が一定の金額を協力金として利用者から受領。収入は活動の自主財源となる。	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の自主財源の確保</li><li>・地域の実情に合わせた柔軟な金額設定</li><li>・非課税</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・条例上に根拠がなく、寄付金という位置づけが曖昧</li></ul>
②使用料制 ※地方自治法 第225条	市が、利用者が支払うべき <u>料金</u> を条例に定める。徴収額は <u>市の歳入</u> となる。	<ul style="list-style-type: none"><li>・全市一律の基準設定</li><li>・市の財源確保</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の実情を考慮しにくい</li><li>・市及び指定管理者の事務負担が大きい</li><li>・地域の自主財源が減少</li></ul>
③利用料金制 ※地方自治法 第244条の2	市が、利用者が支払うべき <u>上限額</u> を条例に定め、指定管理者がその範囲内で料金を定める。徴収額は <u>指定管理者の収入</u> となる。	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の自主財源の確保</li><li>・一定の範囲内で地域の実情に合わせた金額設定が可能</li><li>・営利利用への5倍料金の設定等、指定管理者の収入増が可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域により料金設定が異なる可能性</li><li>・施設の立地等が収入に影響</li></ul>
④無料	市が、施設の利用は無料であることを条例に定める。	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の増加</li><li>・会計手続の負担減</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の自主財源が減少</li></ul>

# 利用料金制度とした場合の規定例

(利用料金)

第〇条 指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

2 第〇条第〇項の許可（施設の使用許可）を受けた者は、別表に定める額（営利を目的とする使用にあつては、当該額の5倍に相当する額）の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 市長は、第2項及び前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

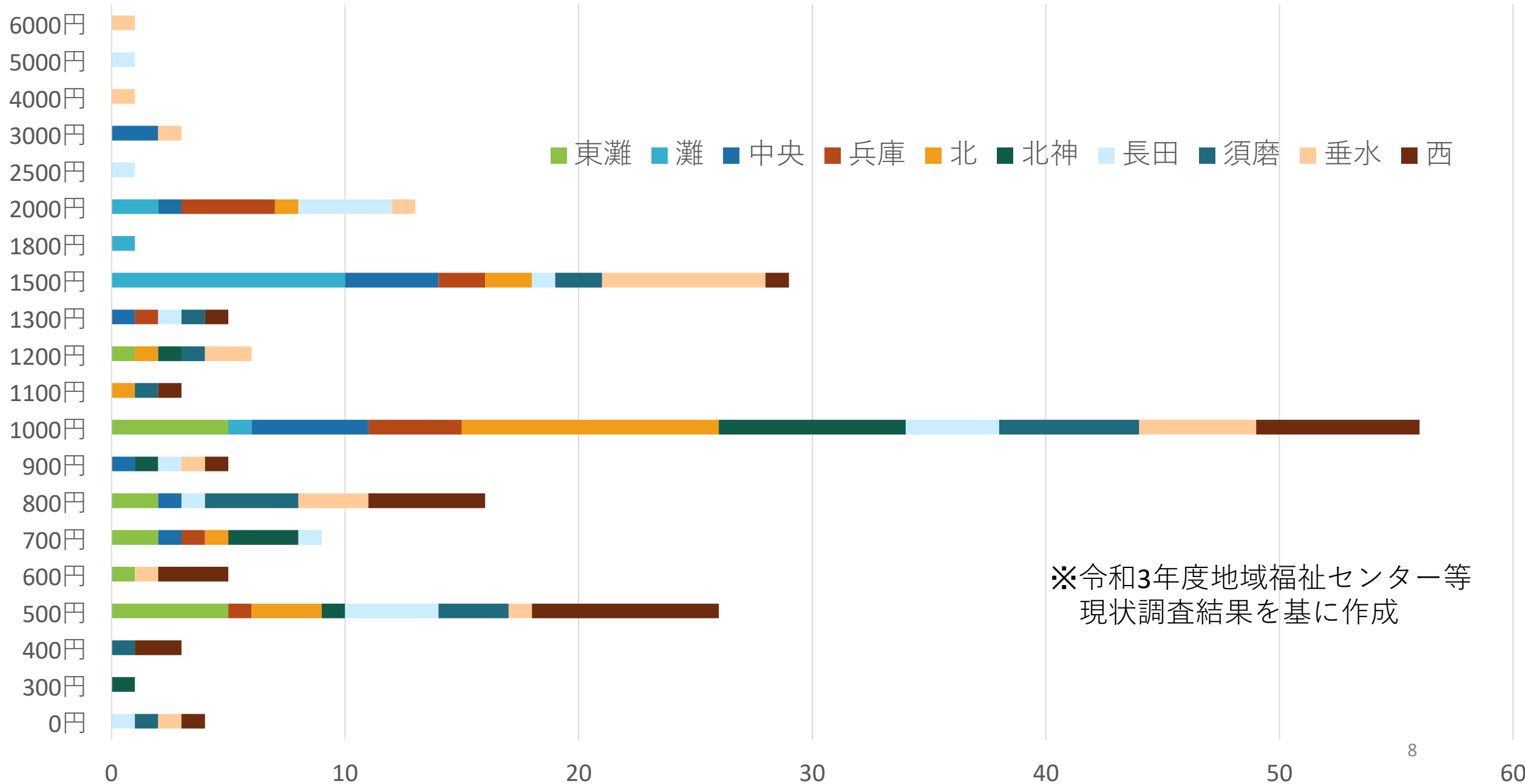
4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。

別表（第〇条関係）

	午前	午後	夜間
地域活動 ルーム			
洋室			
調理室			

# 地域活動ルームの運営協力金（午前）

参考





地域活動ルーム運営協力金（午前） 区別内訳

参考

金額(円)	東灘	灘	中央	兵庫	北	北神	長田	須磨	垂水	西	合計
6000									1		1
5000							1				1
4000									1		1
3000			2						1		3
2500							1				1
2000		2	1	4	1		4		1		13
1800		1									1
1500		10	4	2	2		1	2	7	1	29
1300			1	1			1	1		1	5
1200	1				1	1		1	2		6
1100					1			1		1	3
1000	5	1	5	4	11	8	4	6	5	7	56
900			1			1	1		1	1	5
800	2		1				1	4	3	5	16
700	2		1	1	1	3	1				9
600	1								1	3	5
500	5			1	3	1	4	3	1	8	26
400								1		2	3
300						1					1
0							1	1	1	1	4

## 論点⑤管理と活動の選択について

- 地域福祉センターの管理が負担になっている場合に、ふれあいのまちづくり協議会が地域福祉活動のみを実施し、施設管理を他団体が担うことについても、肯定的な意見と否定的な意見の双方があった。
- 管理運営と活動が一体であることが地域活動の活性化に寄与するのか、それとも管理運営を他団体に任せて負担を軽減することが活動の活性化につながるのかは、地域特性によるところが大きく、一律に判断できるものではない。そのため、地域の意向を踏まえながら判断できるような選択肢を検討する必要がある。

### <ふれあいのまちづくり協議会の活動の例>

パターン	指定管理者	地域福祉活動	メリット	デメリット
①地域福祉センターの管理と地域福祉活動を担う	ふれまち協	ふれまち協	ふれまち協が利用料金等による自主財源を確保できる、活動拠点として利用しやすい	管理負担が大きい、地域によっては担い手の確保が困難
②地域福祉活動のみを担う	NPO、企業等	ふれまち協	ふれまち協の管理負担がなくなる（NPO等は拠点を確保できる）	ふれまち協が利用料金収入を得られない、優先利用にかかる検討が必要 指定管理料の問題

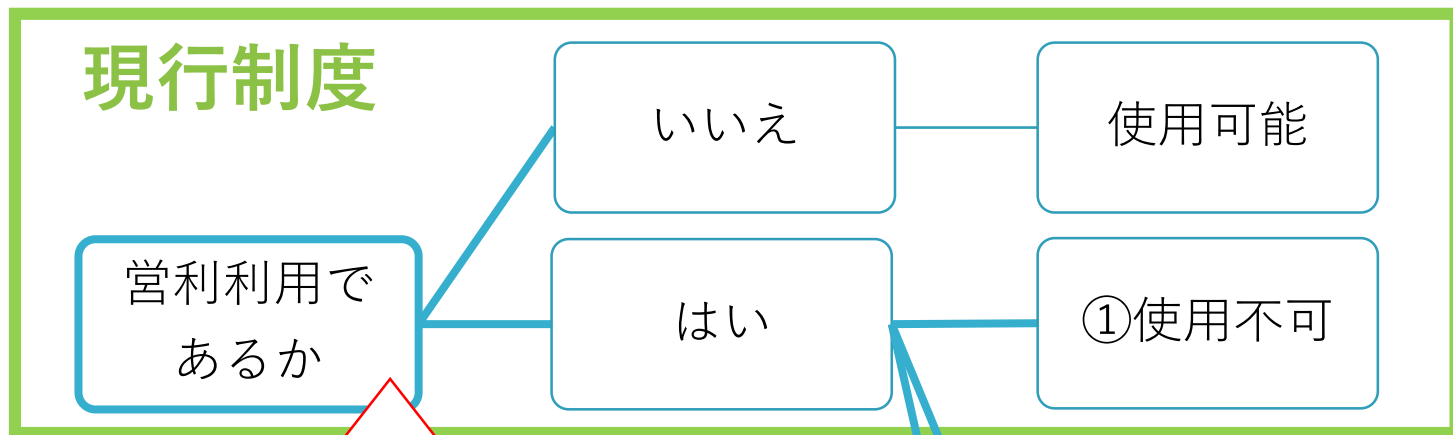
## 論点⑥地域福祉センターにおける経済活動（営利利用の基準及び、営利利用の可否等）

- 地域福祉センターにおける金銭授受を伴う活動のうち、現在制限している「営利目的の利用」に該当するものは何かという判断基準を求める意見と、さらに、将来的には営利目的利用を認めてはどうかという意見がある。なお、営利目的利用については「判断が難しい」「地域団体の利用が制約される」等の懸念も示されている。
- 上記の懸念は、そもそも「営利目的利用」という判断基準を神戸市が明確に示していないことから生じている側面もあるため、今後は下表のように利用者及び活動内容を整理し、議論を進めていく必要がある。

### < 営利目的利用となる基準の例 >

利用者・目的	金銭授受なし	教室・講座など 〇〇円以下	教室・講座など 〇〇円以上	販売
個人	非営利	非営利	営利	非営利／営利
非営利団体	非営利	非営利	営利	非営利
営利団体（企業等） ・非営利目的	非営利	非営利	営利	非営利
営利団体（企業等） ・営利目的	営利	営利	営利	営利

# 営利目的利用に関するフロー図



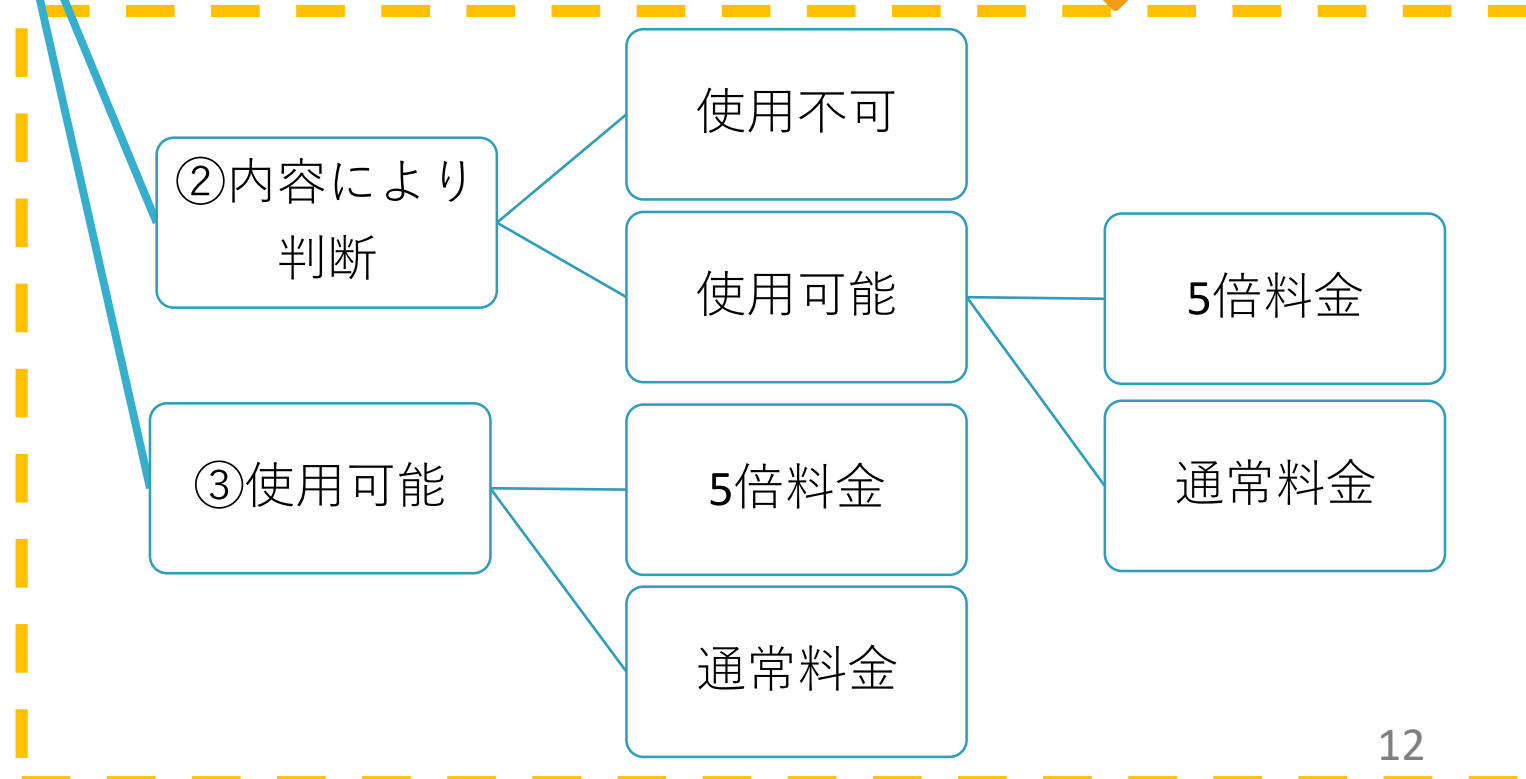
## 新たな制度として検討

※今後、②③のどちらかを新たな制度として導入するか否か、また、②を導入した場合の判断基準についての検討を要する。

### 共通の判断基準を整備

(例：前ページ)

※利益の分配／非分配等、当該活動の目的に応じて判断することで活用を促進したい

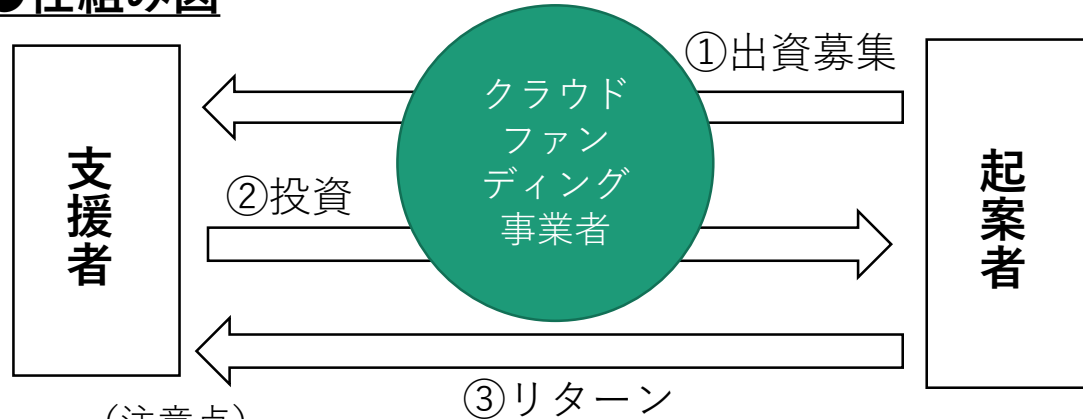


<参考> 地域団体の資金確保例について

# 地域団体の資金確保例 ①クラウドファンディング

- ・ インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達する方法。
- ・ 個人、グループ、企業など規模や法人格の有無を問わず実施可能。
- ・ 支援金額に応じた商品やサービスを提供する「購入型」、リターンの無い「寄付型」等様々な形式がある。
- ・ 地域団体でも花火大会実施などの利用事例あり。また、クラウドファンディング実施に対して補助を出す自治体もある。
- ・ 地域の枠を越えて資金を集められる一方、魅力的な提案内容でなければ資金が集まらない可能性もある。

## ●仕組み図



## ●地域の実施例

- ・ 地域の花火大会を復活させたい
- ・ 商店街を再度活性化させたい
- ・ 子ども食堂を作りたい
- ・ 多世代が集まる場所を作りたい など

## ●自治体の支援例

- ・ 広島県三原市  
クラウドファンディング利用手数料補助金  
対象 : 三原市内の住民組織  
補助金額 : 補助対象経費（利用手数料）の全額  
限度額 : 400,000円／1プロジェクト  
※1団体につき1回限り／年

## ●主なクラウドファンディング事業者

- ・ CAMPFIRE...国内最大手。設立以来680億円以上の支援実績。
- ・ READYFOR...日本第1号。公的団体の利用実績が多い。

# (参考) クラウドファンディングプロジェクトイメージ

## ●クラウドファンディング



香川 | コミュニティの拠点が存続の危機！内浜会館を守りたい

内浜会館建設委員会 事務局長 好井弘城

#地域文化

106%

支援総額 1,060,000円  
支援者 53人  
終了日 11/11



夜空で繋がる福井市の絆。「日野川大花火」開催にご支援を！

日野川大花火実行委員会

#地域文化

175%

寄付総額 1,753,000円  
寄付者 102人  
終了日 9/16

※REDAYFORホームページより抜粋

## ●ふるさと納税型クラウドファンディング



受付中 2022年12月28日～

地域の文化財を後世に残したい!!都留市商家資料館改修プロジェクト

山梨県都留市

127,000円

7.2%

目標:1,750,000円

あと64日

SDGs



受付終了

達成!

孤立状態にある人を「地域」で支えるプロジェクト

つながり、支え合うことで豊かな社会を創り出す

孤立状態にある人を「地域」で支えるプロジェクト

島根県雲南市

1,000,000円

SDGs

※ふるさとチョイスホームページより抜粋

# 地域団体の資金確保例 ②コミュニティビジネス

- ・地域資源や人材を活かして地域課題をビジネスの手法で解決する事業のこと。ソーシャルビジネスの一部。
- ・地域住民、地域を基盤とする地域団体やNPO等が主体となることが多い。
- ・地域住民が地域のために興した事業の成果、利益、ノウハウ等が地域に還元され、地域社会・経済が豊かになることが特徴。
- ・課題解決と同時にコミュニティの再生や新しい雇用の創出、地域経済の活性化、持続可能な地域づくりにもつながる。

## ●実施例

### ○加美北カラオケサロン（大阪市平野区）

- ・カラオケサロン参加者からの負担金で、地域住民の交流促進を図り、収益でみんな食堂(こども食堂)の運営を行う
- ・加美北地域活動協議会が実施

### ○お互いさまスーパー（秋田県）

- ・住民が主体となって買い物の場となるミニショップを開設運営する取り組み
- ・旧児童館や空き店舗等を活用
- ・生活サービス機能や地域活動の拠点としての性格も持つ
- ・地域住民を中心とした団体により実施

### ○Community Shop（イギリス）

- ・賞味期限が近い食材やパッケージに難がある食材を業者から買い取り、低所得者向けに低価格で販売

## ●自治体の支援例

### ○地域課題に取り組むNPO等に対する補助金（神戸市）

- ・市内に活動拠点を有し、神戸市内の地域課題に取り組む活動を実施する団体に、活動経費及び運営経費を補助
- ・補助金額は1年目50万円又は補助対象経費の100%のいずれか低い額（3年間継続可能。2年目以降は補助金額・補助率減）
- ・団体基盤強化のための非資金型支援も実施
- ・コミュニティビジネスにも利用可能

### ○コミュニティビジネス応援事業補助金制度（京丹後市）

- ・市内でコミュニティビジネスを新たに起こそうとする地域活動団体に、事業の立ち上げ時に必要な経費を補助
- ・補助金額は下限10万円～上限100万円  
（補助対象経費の3分の2、個人の場合は4分の1）